

公益財団法人 京都市環境保全活動推進協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を実現するため、市民・事業者・行政・教育機関と連携を強め、広く環境保全活動を推進することにより、環境に配慮した市民の自主的な行動による地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境意識の普及、啓発に関する事業
- (2) 環境情報の発信事業
- (3) 環境保全に関する調査、研究に関する事業
- (4) 環境教育及び人材育成に関する事業
- (5) 環境保全のための市民、事業者等との連携、支援に関する事業
- (6) 環境意識の向上のための国際的な連携、支援に関する事業
- (7) 環境保全活動に関する施設の管理運営
- (8) その他、この法人の公益目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 別表1で特定された財産
- (2) 評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

(評議員の選任等)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第

179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエに掲げる者の 3 親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

（評議員の任期）

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員には、各年度の総額が 1 人当たり 100,000 円を超えない範囲で報酬等を支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前 2 項について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程によるものとする。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議

員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した評議員のうちから、その会議で選出された議事録署名人1名以上が記名押印する。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長、1名を専務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務を代行する。ただし、代表理事としての代表権に係る業務を除く。

5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第 25 条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第 28 条 理事及び監事には、その職務の対価として報酬等を支払うことができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前 2 項について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程によるものとする。

第 2 節 理事会

（構成）

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第 2 項の場合は、理事会の議長は、当該理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 24 条第 3 項に規定する理事の職務の執行状況の報告については、適用しない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印するものとする。

第 6 章 基本構想

(基本構想)

第 36 条 この法人は、中長期的な視点に立ち事業を推進するため、基本構想を策定する。

- 2 基本構想の策定及び点検は、基本構想推進委員会の意見を踏まえて実施する。
- 3 本委員会の組織に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 7 章 事務局

(設置)

第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前 2 項の職員は、有給とする。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 8 章 定款の変更，合併及び解散等

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条，第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
その他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が、清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第 10 章 補則

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った場合は、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は笠松恒洋とする。

附則

- 1 この定款の変更は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

附則

- 1 この定款の変更は、令和 3 年 6 月 15 日から施行する。

附則

- 1 この定款の変更は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。

附則

- 1 この定款の変更は、令和 8 年 6 月 15 日から施行する。

別表 1 財産目録（第 5 条関係）

財産種別	金額
預金	52,363,161 円